

主 文

本件公訴事実中、道路交通法違反の点について本件公訴を棄却し、公務執行妨害の点について被告人は無罪。

理 由

5 (以下の記載において、「甲」及び「乙」とその後の数字はそれぞれ検察官請求書証の証拠番号を、「弁」とその後の数字は弁護人請求書証の証拠番号を指す。)

第1 道路交通法違反に係る本件公訴事実について

1 道路交通法違反に係る本件公訴事実の要旨は、「被告人は、令和7年2月23日午前9時33分頃、和歌山県田辺市q町t番地のu先道路において、普通  
10 乗用自動車を運転して、道路標識により一時停止すべきことが指定されている同所先の交通整理が行われていない交差点に入るに当たり、停止位置で一時停止しなかった」というものである(以下、第1において、特に断りないときは単に「本件公訴事実」という。)

2 本件公訴事実、道路交通法119条1項5号(令和4年法律第68号による改正前のもの)、同法43条、4条1項、同法施行令1条の2第1項に該当  
15 し、かつ、同法125条1項、別表第二で規定する反則行為に該当するものであるから、同法130条ただし書き各号に定める除外事由に当てはまらない限り、反則行為についてその者が所定の反則金の納付の通告を受け、かつ、所定の期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提  
20 起できない(同法130条本文)。

3(1) 本件取り調べ済みの関係各証拠から、次の各事実が認められる。

ア A巡査部長及びB巡査は、本件公訴事実記載場所付近にパトカーを停止させて、令和7年2月23日午前9時30分頃から、一時停止違反の交通取り締まりを開始した。

25 同人らは、本件公訴事実記載場所にて左折進行した被告人運転車両が、本件公訴事実記載のとおりの一時停止違反をしたとして、乗車していたパ

トカーを発進させて被告人車両の追尾を開始した。

「X店舗」（所在地は後記第2の1に記載）の駐車場に車両を駐車した被告人に対し、運転免許証の提示を求め、被告人はA巡查部長及びB巡查の説得に応じて運転免許証を交付して提示したが、上記一時停止違反の事  
5 実是否定した。（証人A巡查部長、証人B巡查、被告人公判供述）

イ 被告人は、同日午前9時42分、公務執行妨害を理由に現行犯逮捕され、その直後に和歌山県田辺警察署（以下「田辺警察署」という。）に引致され、所定の弁解録取手続が行われた。更にその翌日に上記公務執行妨害被疑事件の送致を受けた検察官が弁解録取手続を行い、勾留を請求した。な  
10 お、検察官による弁解録取手続の際、被告人は、職業につき「無職」ではなく「歯科医院渉外係」であると検察官に対し訂正を申し立て、その旨、弁解録取書に明記された。

検察官の勾留請求が却下されたことにより、被告人は、同日、田辺警察署において釈放された。

15 （乙7、弁17、18、証人A巡查部長、被告人公判供述）

ウ 以下のとおり、本件公訴事実に関わる「交通事件原票（告知書番号742291-1）」が存在する。

(ア) 違反者として被告人の氏名、人定事項が記載され、その他、運転免許証記載事項が記載されている。ただし、被告人の職業欄には「無職」と  
20 記載されている。

(イ) 違反事項として、本件公訴事実と同旨の記載がある。ただし、違反場所については、当初「和歌山県田辺市q町v番地のu付近道路」とされていたが、後日、本件公訴事実と同じ住所に訂正する旨の付箋が貼付されている。

25 (ウ) 反則行為の種類、反則金相当額（7000円）、反則金の納付の通告のための出頭日時及び場所の記載がある。

もつとも、上記(ア)乃至(ウ)のうち、通告のための出頭場所を除く記載は、いずれも直接は上部の書類（この交通事件原票が交通反則通告事務取扱規程で定められた制式の書類と推認されるから、その上部の書類は「交通反則告知書・免許証保管証」と推認される。）に記載した内容がカーボン式複写によって青く印字された文字であるのに対し、出頭場所

5

については黒色ボールペンで直接交通事件原票に記入されたものである。

(エ) 「告知日時」欄及び「告知者の所属、階級等及び氏名」欄には記載が何も無い。

10

また、裏面（後記(オ)に該当する部分を除く。）にも記載が何も無い。

(オ) 交通事件原票の下部に「きりとり線」で後日切り離すことも可能な体裁で、違反事実を別紙（後記(カ)）のとおり現認した（正確には「現認」と「認知」の選択肢のうち、「現認」を選択して○印をつけた）旨の記載のある「道路交通法違反現認・認知報告書（番号742291-1）」

15

が接続している。

作成日付は令和7年2月24日であり、A巡査部長の官職・階級の記載及び署名・押印、C巡査部長の官職・階級の記載及び署名・押印があり、その他、「D」「E」の押印がある。裏面の報告書部分には、「別紙のとおり」との記載がある。

20

他方、「供述書（甲）」欄及び「供述書（乙）」欄はいずれも空欄であり、その他、被告人が上記(ア)乃至(ウ)の内容の告知を受け、あるいは被告人が告知書面の受領を拒絶したものと解される旨の記載はない。

(カ) 別紙は、A巡査部長名義で作成された令和7年2月23日付け違反現場見取図であり、同人が視認したという違反事項の概要が図示されている。

25

(甲25)

エ(ア) C巡査部長は、公判で要旨、以下の内容の証言をした。

a C 巡査部長は、同月 24 日は当直勤務をしており、前日の勤務員から、被告人が釈放されたときに反則告知を行うべき旨の引継ぎを受けていた。

b 同日、被告人が釈放になったので、田辺警察署 1 階相談コーナーで、被告人の面前で、同人から示された運転免許証を確認しながら、交通反則告知書等を作成した。

C 巡査部長自身が違反事項の内容を現認したわけではないが、引継ぎ資料で「現認した」とされていたから、C 巡査部長が道路交通法違反現認・認知報告書の「現認」欄に○印を記入した。

c 被告人は、現認した警察官の位置からは、被告人車両の制動灯の点灯の有無が確認できないはずという旨の話をしたので、C 巡査部長は被告人が違反事実の内容を否認しているものと認識した。

C 巡査部長は、被告人に対し、自らが作成した書類を示した上、青色の紙の「控え」（C 巡査部長の証言の脈絡より、交通事件原票にカーボン式で記載内容を複写できる「交通反則告知書・免許証保管証」を指しているものと解される。）を受け取るかを尋ねると、被告人は要らないと述べて、受け取りを拒んだ。

d 被告人が帰宅後、上司の D 警部補に対し、被告人に反則告知をしたこと、被告人が否認していることを口頭で報告し、引き継いだ。

(イ) A 巡査部長は、公判で、交通事件原票下部の「道路交通法違反現認・認知報告書」に、C 巡査部長よりも先に記入し、署名押印もしたが、同書の「現認」欄に○印をつけなかった旨証言した。

(ロ) D 警部補は、公判で、C 巡査部長から口頭で、被告人が否認していたこと及び「交通反則告知書・免許証保管証」の受領を拒否されたことを報告されたが、C 巡査部長にその点に関わる報告書の作成を指示せず、D 警部補が捜査報告書を作成した旨証言した。

(エ) 被告人は、要旨、次のとおり、公判で供述した。

5 a 同月 24 日、勾留請求が却下されて釈放された後、田辺警察署の公  
かひの市民応接用のテーブルで、氏名不詳の警察官と面談したことは  
あった。しかし、その人物は、公判で証言した C 巡査部長ではなく、  
D 警部補、A 巡査部長でもなかった。

10 b 上記 a の氏名不詳の警察官は、被告人の面前で、所携の交通切符（交  
通反則告知書・免許証保管証）等がセットになったもの）に被告人の  
名前、生年月日、住所、免許証番号、免許証交付年月日、和歌山（公  
安委員会）まで記入したが、その余の部分（職業欄、出頭日時、違反  
事実）は、被告人の面前で記入するまでには至らなかった。

15 c 被告人が、上記 a の氏名不詳の警察官に対し、A 巡査部長らが前日  
に被告人に対し口頭で告げていたような違反事実は存在せず、A 巡査  
部長らが居た位置からその違反事実を確認できるはずがない旨の自ら  
の見解を、そのように考える理由を添えて説明すると、当該警察官も  
被告人の説明に同調して、上記 b 以上の記入を行わず、被告人はその  
まま帰宅できることになった。被告人が田辺警察署から出る時に、警  
察官に呼び止められることもなかった。

（甲 25、証人 C 巡査部長、証人 A 巡査部長、証人 D 警部補、被告人  
公判供述）

20 (2) 被告人が、道路交通法 126 条 1 項本文所定の書面による告知を受けたと  
いえるためには、その告知に用いられるための適正な書面が作成されていた  
ことが前提の条件といえる。なお、被告人は、A 巡査部長らに対し運転免許  
証を提示していたから、居所及び氏名は明らかであったし、勾留請求が却下  
されて釈放されるまでの期間、田辺警察署の官署内で被告人は身体が拘束さ  
25 れていて、逃亡によって反則行為の告知ができない場合にも当たらなかった  
から、書面による告知の手続を省略できる場合（同法 126 条 1 項 1 号及び

2号)には当たらない。

また、「書面の受領を拒んだ」(同法130条2号)といえるためにも、その前提として受領させる適正な告知書面が作成されていたことが条件となる。

5 この点、C巡査部長は、令和7年2月24日、被告人の面前で「交通反則告知書・免許証保管証」を作成した旨を公判で証言した。

しかし、複写により同書面と同内容となるはずの交通事件原票及び道路交通法違反現認・認知報告書(甲25)を観察すると、以下のとおり、看過できない疑義を複数点にわたり、指摘できる。

10 ア 用いられた書式上告知者の氏名等を記載すべき箇所に、C巡査部長の所属、階級等及び氏名が記載されておらず、交通反則通告事務取扱規程(令和6年和歌山県警察本部訓令第29号。弁15)所定の告知の書面としては、未だ完成していない。

イ 被告人の職業欄には「無職」と記載されている。

15 しかしながら、同日実施された公務執行妨害被疑事件の検察官による弁解録取手続において、被告人は、わざわざ「無職」を「歯科医院渉外係」に訂正するよう、検察官に申し立てていた。

20 C巡査部長の証言によれば、その直後に、被告人の面前で「無職」と記入した告知書面が作成されたことになるが、被告人がこれをあえて看過したと理解し得る合理的理由は乏しい。

ウ 道路交通法違反現認・認知報告書の「現認」欄に○印を記入したC巡査部長は、違反事実があったとされる現場には臨場しておらず、同人が現認した事実はない。少なくともこの点において、C巡査部長は、当該書面に不正確な内容の記入を、あえて行ったことになる。

25 上記アに関し、C巡査部長は、一般に交通反則告知書等の作成時において、違反者が否認した場合は、告知者欄に告知者の氏名等の記入を省略できると認

識していた旨公判で証言したが、道路交通法126条1項各号において、書面による告知を省略できる場合として「違反事実を否認した」場合は規定されていない。そして、違反者が当初違反事実を否認していても、その後の説得や受領拒否した場合の法的リスク（被告人はかつて交通違反取締業務を担当した経験のある警察官OBであり、その法的リスクは熟知しているものと推認できる。）に思い至り、しぶしぶ書面による告知書を受け取る場合もあり得ることも考慮すると、違反事実の否認と書面の受領を拒絶すること（同法130条2号）は同義ではない。また、道路交通法126条1項、同法施行令46条各号にて規定された記載事項のうち、同条2号及び3号の事項についてのみ記入を省略できる理由も判然としない。さらに、仮にC巡査部長の証言のとおりの上記取扱いが、同人の所属していた警察組織の交通取締現場における一般的な実態だったとしても、告知書の記載事項として道路交通法126条1項、同法施行令46条各号で定められた記載事項の一部が抜けている事実には変わりがないし、警察官を名宛人とする交通反則通告事務取扱規程（和歌山県警察本部訓令）において定まっていた様式の一部を殊更に無視した取扱いをしているというほかない。その点を措いても、道路交通法126条1項で告知する資格のある「警察官」が告知をしたのか、という点をはじめとして、告知を行ったときの具体的な状況について、必要事項を記入することで、最低限の情報を容易に書面の形で記録して保全する機会があったにもかかわらず、あえて保全を怠ったことに変わりがないのであるから、かかる記録が残っていないことによる不利益は被告人ではなく、記録を残さなかったことによって状況を客観的な形で保全しなかった側が負うべきである。すなわち、告知状況に関する事実の認定に悪影響を及ぼしているという意味で、告知者欄等に対する記載の欠缺は、単なる形式的なミスの問題ではない。

そして、告知者欄が空欄であること（上記ア）にとどまらず、上記イ及びウの点にも照らせば、甲25の作成経緯及びその来歴に関する疑義が完全には払

しよくできず、C 巡査部長が被告人の面前で、告知に用いられる書面を適正に作成したことに合理的な疑いを差し挟むべき余地が残り、すなわち、被告人が受領できる（あるいは、受領を拒絶する）告知書面が、同年2月24日の時点で存在していなかった可能性が残る。

5 次に、告知書の存在や告知者等の記載内容に関する上記疑義等を一旦措いたとしても、C 巡査部長は、被告人が違反事実を否認していたことや、書面の受領を拒絶したことについて、「供述書（甲）」欄、「供述書（乙）」欄、「特記事項」欄等にその旨の記載や記録を一切残さなかったほか、被告人の否認供述の概要やそのことを理由として告知書面の受領を拒絶する意思を有すること  
10 についての供述調書の作成を試みることもなく、それどころか、C 巡査部長自身が直接作成する捜査報告書等も残さなかった。なお、D 警部補がこの点に係る捜査報告書を後刻作成したようではあるが（証人D 警部補）、D 警部補は、被告人の否認供述や書面の受領拒絶をした局面を直接体験した者ではなく、C 巡査部長の証言を客観的に裏付けたり、あるいは、信用性を担保したりするものとは捉えられない。  
15

結局、被告人が告知書面の受領を拒絶した旨のC 巡査部長の証言に対する信用性については、上記(1)エ(エ)の被告人の公判供述の信用性と比較して直ちに優劣が付け難い状況というほかなく、本件公訴事実と事実上関連がある公務執行妨害被疑事件が立件されていくまでの全体的な経緯（後記第2で詳述）をも  
20 加味して考慮すると、少なくとも、被告人の公判供述を合理的な疑いを差し挟む余地なく排斥する程度の信用があるものと捉えるには不十分である。この点、検察官は、C 巡査部長の証言内容に関し、経験した者でしか供述できない程度に詳細であるなどと主張するが、同人が交通反則告知書等の作成を常務とする立場にあることに照らせば、交通反則告知書を交付する局面に関する証言内容  
25 が詳細なものであったとしても、直ちにその供述の信用性を担保するものとは捉えられない。

また、検察官は、被告人の公判供述（上記(1)エ(エ) c）の信用性に関し、A 巡査部長らが乗車していたパトカーで撮影していたカーロケータの映像データ（客観証拠）が存在することを根拠に、被告人と面談して交通反則告知書等を作成し始めていた警察官が、被告人の弁解に容易に同調するはずがないから、不合理な供述である旨の弾劾主張をしているが、証人 F 及び証人 G の各証言によれば、上記カーロケータの映像データは、一旦、和歌山県警察本部の専用のサーバーに保存されるところ、田辺警察署長が同警察本部に対し、このデータの提出を依頼したのは同月 26 日であり、DVD-R の形でデータが同署長宛に交付されたのは同月 28 日であることが認められる。すなわち、少なくとも、同月 24 日の時点で、被告人と面談した警察官が、上記映像データの存在及びその内容は知り得ないはずであるし、そもそも「現認」した者でもなく、違反事実が存在することについて当人の主観的な意味においても確信を持ちうるはずがないから、上記検察官の主張は前提を欠き採用できない。

4 上記 3(2)で説示したとおり、被告人には、道路交通法 126 条 1 項 1 号及び 2 号に該当する事由がないから、同法 130 条 1 号の除外事由には当たらない。

また、上記 3(2)で説示したとおり、被告人が「書面の受領を拒んだ」事実は、証拠（甲 25、証人 C 巡査部長）からは認定することができず、かつ、居所が明らかであるため、同法 130 条 2 号の除外事由にも当たらない。

すなわち、本件は、その反則行為についてその者が所定の反則金の納付の通告を受け、かつ、所定の期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起できないという原則的な場合に該当するというほかない。そして、被告人がこの通告を受けた事実は認定できない。

5 よって、道路交通法違反に係る本件公訴事実については、道路交通法 130 条本文に反して公訴が提起されたと認められるから、刑事訴訟法 338 条 4 号により本件公訴を棄却する。

## 第 2 公務執行妨害にかかる本件公訴事実について

1 公務執行妨害に係る本件公訴事実の要旨は、「被告人は、令和7年2月23日午前9時40分頃、和歌山県田辺市（住所省略）所在の「X店舗」（以下「本件店舗」という。）において、被告人に職務質問を行うべく被告人を追いかけて制止を求めてきたB巡査に対し、同人を投げ倒す暴行を加え、もってB巡査の職務の執行を妨害した」というものである。

（以下、第2において、特に断りないときは単に「本件公訴事実」といい、第1の道路交通法違反に係る公訴事実については、「前記反則行為」といって区別する。）

2(1) 本件取り調べ済みの関係各証拠から、次の各事実が認められる。

10 ア A巡査部長とB巡査は、令和7年2月23日の前記反則行為を処理するため、ともに警察官の制服（対刃防護衣）を着用した姿で、本件店舗の駐車場で運転車両を駐車させた被告人の運転席に近づいた。B巡査は、被告人に対し、同人が前記反則行為をした旨を告げたが、被告人は、B巡査らが乗車していたパトカーの位置からは、前記反則行為の存否を確認することができないはずなどと、前記反則行為を否定した。

15 被告人がB巡査らに対して運転免許証を交付して提示した後、A巡査部長とB巡査は、被告人に対し、パトカーへ移動するよう申し向けたが、被告人は本件店舗で買い物をすると述べて、駐車場から本件店舗の建物内に向かって歩いて移動し、A巡査部長とB巡査は移動する被告人についてい

20 った。  
被告人が、本件店舗の建物内の売り場スペースに入った後、A巡査部長は、被告人の進路に回り込んで、建物入り口付近の風除室まで押し戻した上、相対する被告人の左肩付近を右手で掴み、次いで被告人の背中に回り込んで背部に取りついた上で、被告人の腰部から腹部付近を両手で掴んで更に本件店舗外に引っ張り出して、パトカーまで連れて行こうとし、B巡査も売り場スペースの入り口付近で立ちふさがって、被告人が再び売り場

スペースに入っていくことを妨害し、同人をパトカーまで連れて行こうとした。

しかし、被告人がA巡査部長の手を振りほどいてB巡査の傍を通過して再び売り場スペースに入ってしまったため、A巡査部長は、田辺警察署とつながる無線マイクを手に取りつつ、一旦、本件店舗の外へ出た。

B巡査は、単身で、風除室から本件店舗の奥の方へ進んで歩く被告人の後をつけていき、被告人の腕等の服の部分をつかんだりしながら、本件店舗入り口から被告人を引っ張り出して、パトカーまで連れて行こうとする行動を繰り返した。

(甲16、17、20、乙7、弁17、19、証人A巡査部長、証人B巡査、被告人公判供述)

イ B巡査が、被告人の後方から近づき、右手で被告人の左腕を掴んで、被告人を左回りに回して、相対する状態を作り、B巡査が左手を被告人の右脇に差し入れて被告人の腰付近を掴もうとした。被告人がそれを逃れるために被告人がさらに左回りに回ったことで、左手で被告人の腰付近を掴むことができなかったB巡査は、今度はその左手で被告人の右上腕付近を掴んで、再び相対する状態を作った上で、右手で荷物を所持している被告人の左手にも手を伸ばそうとした。被告人は右上腕付近に掴まれたB巡査の左手をほどくために、さらにB巡査が居た方とは反対方向(左)に上半身を捻ったところ、被告人の右上腕付近を左手で掴み続けていたB巡査がバランスを崩して、腹部を下にしてうつ伏せで被告人の右横の床に転倒した。B巡査の左手は、バランスを崩した後も、床に倒れ込む直前まで、被告人の右上腕部付近を掴んでいた。

(甲14、17、乙7、弁18、19、被告人公判供述)

ウ B巡査は、床に倒れ込んでから約8秒後に、右手を床につき、左手で腹部を押さえながら立ち上がり、被告人が居る方向へ進んだ。

B 巡査が倒れたことを、他の来店客等から知らされた A 巡査部長は、再び本件店舗内に入り、再び被告人の傍に居た B 巡査とともに、被告人を本件店舗前の駐車場まで、被告人の身体を掴むなどして連れ出し、さらに応援要請により本件店舗まで出動してきた他の警察官や、居合わせた来店客らとともに、上記駐車場において被告人を抑え込んだ。

被告人は、そこで手錠を掛けられて逮捕され、パトカーまで連行された。

(甲 17、弁 19、証人 A 巡査部長、証人 B 巡査、証人 Y、被告人公判供述)

エ 本件店舗では、本件公訴事実当時、駐車場、買い物スペース、風除室等、14 か所に防犯カメラが設置され、カメラごとに「R 1」乃至「R 14」などと命名され（以下、これらの防犯カメラの映像について指摘するときは、単に「R 1」「R 14」などと記す。）、この 14 台のカメラで撮影された各映像が遠隔監視システムによって、同時並行に録画したデータを集約した上で記録する方式が採用されていた。

H 巡査は、本件店舗に赴き、上記録画データを所携の USB メモリ（ただし、USB メモリのもともとの所有者（後記領置手続における提出者）は田辺警察署長である。）に本件店舗内で店長の承諾を受けて複写した。ただし、H 巡査が、本件店舗内で複写をした具体的な日時は証拠上明らかではない。そして、同月 26 日に、田辺警察署内部でその USB メモリについての領置手続をするとともに、同月 27 日付けで、その動画の内容を精査し、その結果、動画を静止画としてプリントアウトしたものを添付したとする捜査報告書（甲 16）を作成した。

上記録画データ（上記「R 1」乃至「R 14」のほか、本件店舗に隣接する Z 店から撮影された映像を含む。）は、他の証拠とともに、和歌山地方検察庁田辺支部に送致され、さらに、同支部から検察庁内部の LAN を経由して、和歌山地方検察庁本庁に送信され、同庁所属の I 事務官が、前

記田辺支部所属の J 副検事の指揮を受けて内容の取捨選択をした上 1 本の動画データにまとめる編集作業を行い、捜査報告書（甲 1 7）を作成した。ただし、甲 1 7 に添付された動画データには、「R 1 3」を素材とする映像（後述のように、B 巡査が床に倒れる直前の体勢が確認できる内容  
5 が含まれている動画）は含まれていない。

なお、弁護人提出に係る DVD-R（弁 1 9）の録画データは、本件第 4 回公判期日後（ちなみに、証人 H 巡査及び証人 I 事務官に対する証人尋問は第 3 回公判期日で実施した。）の令和 7 年 1 2 月 1 6 日、検察官が領置（令和 7 年和歌山地方検察庁田辺支部領第 5 9 号符号 1）していた本件  
10 店舗における防犯カメラ映像のすべてであるとして、検察官から弁護人に対して任意開示されたものである。

（甲 1 6、1 7、2 0、弁 1 6、1 9、証人 H 巡査、証人 I 事務官）

(2) 認定事実（上記(1)イ）の補足説明

ア B 巡査は、公判において、要旨、以下の証言をした（証人 B 巡査）。

15 (ア) B 巡査は、令和 5 年 4 月 1 日に警察官に任官し、令和 6 年 2 月 1 日に田辺警察署地域課に配属された。

令和 7 年 2 月 2 3 日当時、同署明洋交番で勤務しており、そのうち、パトカーに乗って交通取締等のパトロール任務に従事する割合は、約 3 0 % ほどであった。

20 (イ) B 巡査が本件店舗内の床に倒れる少し前、B 巡査は、被告人の後ろから、被告人の左手を右手で掴んだ。すると、被告人が左回りに振り返り、被告人が右手を B 巡査の左脇下に差し入れて、左手で B 巡査の右腕付近を掴んで、B 巡査の体を振り回すようにして、投げ技をかけられた。

25 B 巡査は、投げられた場所の右側にあった「レジ」（註：甲 1 6 「現場見取図 2」や B 巡査の証言の前後の脈絡から、正確にはレジ機械そのもののことではなく、レジが置いてあったレジカウンター台のことを指

した供述と解される。)に腰を打ち付け、右半身を下にして床に倒れた。

B 巡査は、倒れた後に再び本件店舗の奥の方に進んでいった被告人を追いかけた。B 巡査が着用していた制服には、田辺警察署内の警察官に同報される緊急発信ボタンがついていたが、B 巡査は床に倒れた直後にこのボタンを押下することはなかった。

(ウ) B 巡査は、本件公訴事実の直後において、同人が被告人に「投げ倒された際に汚れた箇所を指示」したとする写真撮影をされた。その際、B 巡査は、現場の床のほこり等が付着したために汚れた場所として、左太腿付近（前部）、左足首付近（外側）を指示した。

イ 上記(1)イにかかわる本件店舗の防犯カメラの動画データ（弁 19）の状態は、以下のとおりである（本項では令和 7 年 2 月 23 日午前 9 時 39 分台のデータを取り扱う。そして、以下、例えば、同動画データの中のタイムカウンターで同日午前 9 時 39 分 20 秒と表示されている 2 フレーム目の画像データを示すときは、【20②】と表記する例に従い、記す。）。

(ア) 「R 13」について

B 巡査が転倒した右横のレジカウンター台付近を上部から撮影したカメラの動画データである（甲 16、現場見取図 2 の⑤地点、画角は同写真 36）。B 巡査の転倒箇所は画面左上の部分である。

【54②】 B 巡査の頭が画面左側からフレームインする。顔の向きは床と正対する方向を向いている。

【54③】 B 巡査の右腕が同人の右上（いわば片手で万歳するような形）に開いたような体勢をとろうとしている。体全体はほぼ床の方向を向いている。

【54④】 B 巡査の上半身が画面上側にフレームアウトし、かつ右半分がレジカウンター台の陰に隠れるが、【54③】と比較すると身体の向きはほとんど変わっておらず、B 巡査は胸部、腹部を床に付けるようなう

つ伏せの体勢で倒れこもうとしていたと認められる（映像では制服の背部が見える）。B 巡査の左手は、被告人の右上腕部外側付近を掴んでおり、被告人の右腕は、B 巡査の左上腕部よりも向こう側（B 巡査の身体からより遠い箇所）に見え、しかも、床の方向に、拳を下にして垂れ下がっている。

【55①】 B 巡査の身体が腹部を下にした体勢を維持してうつ伏せに床に落ち、落ちる直前頃になって B 巡査は被告人の右上腕部を掴んでいた左手を離した。上記【54④】との連続性から、B 巡査の左下肢の太腿付近裏側の部位（制服）が見えているものと推察される。

【55②～57①】 B 巡査の下肢部分しか見えず、上半身が見えないため、詳細は不明であるが、倒れた位置とほぼ同じ場所で、同人が身体の向きを変えるために足を動かしているように見える。

【57②～59①】 B 巡査の上半身が床から起きあがり、B 巡査の左手が、同人の腹部付近を押さえる様子が見える。

(イ) 「R 3」について

「R 1 3」よりも遠方に設置されたカメラ（甲 1 6、現場見取図 2 の③地点、画角は同写真 1 9）の動画データであり、柱の陰で被告人と B 巡査が写らない部分もあって、8 倍（アプリ上最大倍率）まで拡大しても、お互いの組手の状態などの詳細はあまり判然としない。また、B 巡査が床に倒れる瞬間の体勢は、物陰に入って確認できない。

【53③～④】 被告人は荷物らしき物体を身体の左側で所持している。

【54④】 床に倒れる直前の B 巡査の左手らしきものが、被告人の右上腕部外側付近を掴んでいる。

(ウ) 「R 8」について

a 本件店舗の奥から入り口に向かって撮影したカメラ（甲 1 6、現場見取図 2 の④地点、画角は同写真 3 1）の動画データである。また、

B 巡査が床に倒れる瞬間の体勢は、人影に入って確認できない。B 巡査が倒れるまでの映像は以下のとおりである。

【51①～52①】 前方を歩いている被告人の左肘付近を、被告人の後ろにいた B 巡査の右手が掴み、被告人を左回転させて、相対する形となった。

5 【52⑤～53①】 B 巡査の左手が被告人の右脇の下に手を差し入れ、被告人の右腰あたりまで伸ばし、右腰乃至背中付近を掴んで引き寄せた。被告人がさらに左回転したため、被告人の右横に並んだ形で B 巡査が被告人の方向を向いて立つという位置関係となる。被告人の左手は緑色の荷物を持っている。

10 【53②】 B 巡査の左手が被告人の曲げた右肘付近を下から掴んでいるように見える。

【53③～⑤】 B 巡査の右手が、身体の前で被告人が左手で所持している緑色の荷物の方向に手を伸ばし、これも引き寄せようとしているように見える。

15 【54①】 突然、袖口が白の手らしき物体が被告人の顔と B 巡査の顔の間の位置に出現する。被告人の左手は緑色の荷物を所持し、被告人の左太腿付近に見える（甲 1 6、写真 2 9）。

20 【54②】 被告人がさらに左へ回転する。上記袖口が白の手らしき物体は、B 巡査の顔の横の位置まで移動し、その手らしき物体と被告人の間に、被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなものが突然出現する。被告人の左肩の幅と比較すると、この影は、被告人の右肩の幅と思われる場所を超えた外側部分に存在し、その下側端部分の映像を拡大すると、床とも色調が異なり、被告人の左手の肌色をやや暗くした色調の塊のようなものが見える。なお、  
25 被告人の左手は、緑色の荷物を所持して、被告人の身体の内側に見えており、B 巡査の立ち位置からは遠くのところに位置している（甲 1

6、写真31)。

【54③】上記袖口が白の手らしき物体が、B巡査の背中に移動している。

そして、この手らしき物体と被告人の右肩に相当する部分との間に存在する、上記被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなものの幅は、【54②】と比較してさらに太くなり、被告人の右肩に相当する場所の外側部分の場所に存在し、その下側端部分の映像を拡大すると、【54②】と同様、床とも色調が異なり、被告人の左手の肌色をやや暗くした色調の塊のようなものが見える(甲16、写真33)。

【54④】上記袖口が白の手らしき物体が、B巡査の背中の左肩付近に移動

している。そして、この手らしき物体と被告人の右肩に相当する部分との間に存在する、上記被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなものは、コンマを180度回転移動させたような奇怪な形状(‘)となっている。なお、このフレームをプリントアウトした写真は甲16の添付写真の中に存在しない。

【54⑤】上記袖口が白の手らしき物体及びこれと被告人の右肩に相当する部分との間に存在していた、上記被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなものはなくなり、代わりに、被告人の右太腿前の部分に、それまで存在していなかった黒い四角形の鞆様の物体が突如として出現する(甲16、写真35)。

b 上記aのとおり、倒れた瞬間のB巡査の体勢は、ちょうど買物客の人影となって、「R8」では確認できないが、「R8」の同日午前9時40分1秒から同4秒までの映像によれば、B巡査が右手を床につき、左手で腹部付近を押さえながら、立ち上がるまでの様子を確認することができる。

ウ(ア) B巡査は、被告人がB巡査に投げ技を掛けたとき、被告人の左手が右

腕付近を掴んでいざ証言したが、「R 8」によると、被告人は左手に緑色の荷物を所持しており、しかも、B 巡査が立位から倒れるまでの間において、被告人の左手は、B 巡査の居た位置からはほど遠い位置にあったといわざるを得ないから、B 巡査の証言は、「R 8」の映像と整合

5

(イ) B 巡査は、倒れるときに腰をレジカウンター台に打ち付け、右側を下にして床に倒れたと証言したが、B 巡査が右腕を向かって右上方向に広げて、片手で万歳をしているような態勢でほぼうつ伏せで倒れた様子が映る「R 1 3」と整合していないし、床に接触したことによって、ほこ

10

りて汚れた箇所として後刻写真撮影された箇所とも整合していない。さらに言えば、倒れた直後、背部や右腰などではなく、腹部付近に左手を当てながら立ち上がったB 巡査の行動とも整合していない。

(ウ) B 巡査は、被告人の右手が、自らの身体の左脇下に差し入れられた旨証言した。

15

その証言に従えば、B 巡査の左腕が上、被告人の右腕が下という位置関係となる。

ところで、「R 1 3」によれば、B 巡査はうつ伏せで倒れ、身体が床に触れる直前まで、B 巡査の左手は被告人の身体に触れていた事実が認められるが、それまでの間に被告人の右腕をB 巡査の左脇下から抜いて、B 巡査の左腕と被告人の右腕の上下関係を入れ替えない限り、被告人もB 巡査と一緒に床に倒れるしかない。しかし、「R 1 3」「R 3」「R 8」のいずれの動画においても、被告人はB 巡査とともに床に倒れた事実は記録されていない。そして、B 巡査は、同人の左腕と被告人の右腕の上下関係が入れ替わった機序について、何ら合理的な証言をしていないし、そもそも、1 秒にも満たない極短時間内に絡み合ったお互いの腕の上下の位置を入れ替えるだけの時間的余裕があったとも考えられな

20

25

い。

(エ) 以上によれば、B 巡査の証言のうち、被告人に投げられたとの部分については、その枢要部分において客観的証拠と看過できない不整合があり、採用できないことは明らかである。

5           なお、「R 8」で確認された「袖口が白の手らしき物体」及び「被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなもの」について付言する。

          仮に、「袖口が白の手らしき物体」が被告人の右手であれば、被告人の右手がB 巡査の身体の左脇下に差し入れられたという、B 巡査証言を  
10           一定程度補強するという関係になるが（もっとも、上記（ウ）で説示したとおり、お互いの絡み合った腕の上下逆転現象を合理的に説明できないというB 巡査の証言に含まれる致命的欠陥までは補強できない。）、「R 1 3」の【54④】によると、被告人の右腕は床に向かって垂れ下がっているのに対し、「R 8」の【54④】では「袖口が白の手らしき物体」は  
15           未だB 巡査の背中の中左肩付近にあるのであるから、「袖口が白の手らしき物体」が被告人の右手であることとの間で矛盾することになる。そして、被告人のこの日の服装は、青のジャンパーに深緑の長袖シャツ（甲 1 4）であるから、そもそも被告人の手の袖口が白く映ることはない。すなわち、「袖口が白の手らしき物体」は被告人の右手ではあり得ない。

20           さらに、「袖口が白の手らしき物体」に隣接して同様に突然画面上に顕れた「被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなもの」については、上記イ（ウ）で説示したことに  
          加え、これ自体が単色で立体感が感じられないことも考慮すると、極めて不自然なものであり、特に【54④】での形状は、被告人の右腕と見誤  
25           るように新たに書き足したようにも見えるから、被告人の右手や右腕の位置に関し、動画を見る際の視覚上の錯覚を利用して裁判所をして事実

誤認を惹起させる意図をもって、「R 8」のオリジナル映像の中で被告人の右手や右腕が映っていた部分乃至その付近を紺色で塗りつぶし、真実とは別の箇所には被告人の右手や右腕があったと見えるように作画がなされ、この作画が加えられた後の欺瞞画像数枚と、「R 8」の動画に含まれていたオリジナルのフレーム画像とが差し替えられた、との深刻な疑念を到底容易に払しょくすることができない。

ちなみに、田辺警察署が「R 8」を入手したとされるよりも前の令和7年2月23日付けでA巡査部長がB巡査からの報告を聞いて作成したとされる現行犯人逮捕手続書（弁17、証人A巡査部長）では、被告人がB巡査の「腕を掴んで投げ倒」したものであるものとして被疑事実が構成されており、B巡査の左脇に被告人が右腕を差し入れて投げたものとはされていない。また、弁護人が検察官より「本件店舗における防犯カメラ映像のすべて」として任意開示を受けた録画データ（「R 8」を含む。弁19）の電子ファイルのプロパティ上の最終更新日時は、令和7年2月25日午前1時29分乃至午前1時53分と記録されており、これらの時刻について、H巡査が、民間の小売店舗である本件店舗（営業時間は午前9時から午後6時30分まで。甲20）に赴いてその店長から任意にデータの複写を受けた時刻と理解することは、極めて困難であることも付言しておく。

エ よって、B巡査の証言が採用できないことに加え、甲16及び甲17のうち、「R 8」を素材としている部分、とりわけ「袖口が白の手らしき物体」や「被告人の衣服の色調や光源からの反射具合が明らかに異なる紺色の縦長の影のようなもの」が映っている部分も採用できないから、結局のところ、被告人がB巡査を投げ倒したと認めるに足りる証拠が存在しないことに帰着し、被告人が、体を左に回転させてB巡査から掴まれたその手を離脱する行為したにすぎない旨の、逮捕時の弁解録取手続以降一貫して

いる被告人供述（乙7、弁18）を、排斥する余地がないから、上記(1)イのとおり事実認定した次第である。

なお、証人Y（居合わせた客）は、そもそも、B巡査が倒れる場面を目撃していないから、同人の証言の存在によって以上の判断は左右されない。

5 3 刑法95条1項の「職務」は、保護に値する適法な公務であることを要するものと解されるどころ、その該当性につき、当該公務を遂行する公務員を標準とするのではなく、行為時の事情を基礎としつつも、客観的に判断することが相当である。

10 B巡査は、警察官の制服を着た状態で、被告人に対し、前記反則行為に関し職務質問を行っていたところ、既に運転免許証は提示されていて、被告人の人定事項がB巡査らには明らかとなっていたこと、被告人は自らが運転していた車両を駐車場に停めて徒歩で移動していること、本件店舗の売り場スペースの出入り口は1か所しかないこと（甲20）に加え、前記反則行為に対して想定され得る最大限の法的制裁の程度に鑑みれば、被告人が逃走するものと判断す  
15 る材料は乏しく、B巡査が被告人の身体をつかむという有形力を行使してまで、被告人を本件店舗外に連れ出し、さらに言えば、パトカーに移動させる必要性があったとは認められない。

20 また、B巡査は、被告人を本件店舗外に連れ出し、パトカーまで移動させようとした理由として、被告人が危険物を持っている可能性があったことも挙げているが（証人B巡査）、被告人が当時危険物を所持していたことを示す客観証拠はない（逮捕された直後、被告人は身体検査・所持品検査を受けたはずである。）し、被告人が前記反則行為（交通事犯）を犯したとB巡査らが信じていたことを前提において検討しても、被告人が当時危険物を持っている可能性があったと疑うに足りる合理的な具体的事情も、一切見当たらない。なお、被告人が前記反則行為を否認していたという当時のB巡査らの事実認識から、  
25 被告人において危険物を所持していると疑うことまでの間には、顕著な論理的飛

躍があるし、さらに付言すると、仮に、B 巡査らが危険物の所持などの差し迫った危険性を被告人に対し感じていたのであれば、A 巡査部長が部下で警察官経験がまだ浅い B 巡査一人に被告人の対応を委ねて、自らは一旦本件店舗外に出た行動を説得的に説明することは困難である。

5 してみると、B 巡査らの行為につき、行為時の事情を基礎として客観的に判断すれば、その必要性がなかったのにもかかわらず、有形力を行使して強制的に被告人を本件店舗外に連れ出し、パトカーのところまで移動させようとしていたというほかに、刑法 9 5 条 1 項によって保護するに値するような公務を行っていたものとは認められない。

10 4 刑法 9 5 条 1 項の「暴行」は、必ずしも直接に公務員の身体へ向けられる必要はないが、間接的ではあっても公務員へ向けられた有形力の行使がなされることが必要と解される。

しかし、B 巡査が倒れた状況は、上記 2 (1)ア及びイで認定説示したとおり、B 巡査が被告人に対して、その腕等を手で掴み、本件店舗外に連れ出し、ひいてはパトカーまで移動させようとする有形力の行使（上記 3 で認定説示したと  
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

5 以上より、公務執行妨害に係る本件公訴事実については、犯罪の証明がないこととなるから、刑事訴訟法 3 3 6 条により、被告人に対し、無罪の言い渡し  
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

### 第 3 結論

よって、本件公訴事実中、道路交通法違反の点については、本件公訴を棄却し、公務執行妨害の点については、無罪の言い渡しをすることとして、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役1年)

5 令和8年6月4日

和歌山地方裁判所田辺支部

裁判官 廣 瀬 一 平